

表 2-1 防災体制の発令基準（風水害時）

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。（風水害対策部運営計画 第6条）

種類	発令基準
注意体制	<p>対策部長は、下記の1つに該当し、必要と認めたときに発令する。</p> <p>(イ) <u>大雨、洪水及び高潮に関する注意報が発令されたとき</u></p> <p>(ロ) 台風の本邦上陸が予想されたとき</p> <p>(ハ) <u>流域平均累加雨量が 50mm になったとき</u></p> <p>(ニ) 柏原、藤井、王寺、河合、板東、道明寺、保田、番条のいずれかの水位観測所の水位が、<u>水防団待機水位を超すと予想される</u>とき</p> <p>(ホ) 水門、樋門、樋管等の操作体制をとる必要が予想されるとき</p> <p>(ヘ) 対策部長が必要と判断したとき</p> <p>(ト) 河川部関係風水害対策本部長（以下「河川部対策本部長」という）が指示したとき</p>
警戒体制(第一)	<p>対策部長は、下記の1つに該当し、必要と認めたときに発令する。</p> <p>(イ) <u>大雨、洪水及び高潮に関する警報が発令されたとき</u></p> <p>(ロ) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき</p> <p>(ハ) <u>流域平均累加雨量が 70mm になったとき</u></p> <p>(ニ) 柏原、藤井、王寺、河合、板東、道明寺、保田、番条のいずれかの水位観測所の水位が、<u>はん濫注意水位を超すと予想される</u>とき</p> <p>(ホ) 水防活動の必要が予想されるとき</p> <p>(ヘ) 水門、樋門、樋管等の操作の必要があるとき</p> <p>(ト) 被害の発生が予想されるとき</p> <p>(チ) 対策部長が必要と判断したとき</p> <p>(リ) 河川部対策本部長が指示したとき</p>
警戒体制(第二)	<p>対策部長は、下記の1つに該当し、必要と認めたときに発令する。</p> <p>(イ) <u>流域平均累加雨量が 100mm になったとき</u></p> <p>(ロ) 柏原、板東のいずれかの水位観測所の水位が<u>はん濫危険水位を超える</u>と予想されるとき</p> <p>(ハ) 柏原、藤井、王寺、河合、板東、道明寺、保田、番条のいずれかの水位観測所の水位が、<u>はん濫注意水位を超え、なお上昇すると予想される</u>とき</p> <p>(ニ) 兼用道路等にかかる交通規制が予想されるとき</p> <p>(ホ) 甚大な被害の発生が予想されるとき</p> <p>(ヘ) 対策部長が必要と判断したとき</p> <p>(ト) 河川部対策本部長が指示したとき</p>
非常体制	<p>対策部長は、下記の1つに該当し、必要と認めたときに発令する。</p> <p>(イ) 柏原、板東のいずれかの水位観測所の水位が<u>はん濫危険水位を超えた</u>とき</p> <p>(ロ) 遠里小野、藤井、王寺、河合、道明寺、保田、番条のいずれかの水位観測所の水位が、<u>計画高水位を超えた</u>とき</p> <p>(ハ) 甚大な被害が発生したとき</p> <p>(ニ) 対策部長が必要と判断したとき</p> <p>(ホ) 河川部対策本部長が指示したとき</p>

## 表 2-2 防災体制の発令基準（地震災害時）

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と認めるときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。（地震災害対策部運営計画 第6条）

種類	発令基準
注意体制	対策部長は、下記の1つに該当し、必要と認めるときに発令する。 (イ) 別表－1の観測点のいずれかにおいて <b>震度4</b> の地震が発生したとき (ロ) 管内に津波注意報（大阪府）が発令されたとき (ハ) 対策部長が必要と判断したとき (ニ) 河川部関係地震災害対策本部長（以下、「河川部対策本部長」という）が指示したとき
警戒体制	対策部長は、下記の1つに該当し、必要と認めるときに発令する。 (イ) 別表－1の観測点のいずれかにおいて <b>震度5弱または5強</b> の地震が発生したとき (ロ) <b>管内に津波警報（大阪府）が発令</b> されたとき (ハ) 対策部長が必要と判断したとき (ニ) 河川部対策本部長が指示したとき
非常体制	対策部長は、下記の1つに該当し、必要と認めるときに発令する。 (イ) 別表－1の観測点のいずれかにおいて <b>震度6弱以上</b> の地震が発生したとき (ロ) <b>管内に大津波警報（大阪府）が発令</b> されたとき (ハ) 重大な被害が発生したときまたは発生のおそれがあるとき (ニ) 対策部長が必要と判断したとき (ホ) 河川部対策本部長が指示したとき

別表－1 震度観測所

気象台観測点	大阪中央区大手前、堺市中区深井清水町、富田林市本町、平群町鳴川、奈良市西紀寺町、桜井市初瀬
自治体観測点	大阪住吉区遠里小野、大阪東住吉区杭全、大阪住之江区御崎、大阪平野区平野南、堺市堺区大浜南町、堺市堺区市役所、堺市北区新町金岡町、八尾市本町、柏原市安堂町、松原市阿保、藤井寺市岡、奈良市二条大路南、大和郡山市北郡山町、天理市川原城町、平群町吉新、三郷町勢野西、斑鳩町法隆寺西、安堵町東安堵、川西町結崎、三宅町伴堂、王寺町王寺、広陵町南郷、河合町池部

現地対策班の発令体制観測点

下流現地対策班	気象台観測点	大阪中央区大手前、堺市中区深井清水町、富田林市本町
	自治体観測点	大阪住吉区遠里小野、大阪東住吉区杭全、大阪住之江区御崎、大阪平野区平野南、堺市堺区大浜南町、堺市堺区市役所、堺市北区新町金岡町、八尾市本町、柏原市安堂町、松原市阿保、藤井寺市岡
上流現地対策班	気象台観測点	平群町鳴川、奈良市西紀寺町、桜井市初瀬
	自治体観測点	奈良市二条大路南、大和郡山市北郡山町、天理市川原城町、平群町吉新、三郷町勢野西、斑鳩町法隆寺西、安堵町東安堵、川西町結崎、三宅町伴堂、王寺町王寺、広陵町南郷、河合町池部
亀の瀬現地対策班	別表-1の全観測点	

表20-1 地すべり防災体制の発令基準と要員配備基準

体制	体制の考え方	基準	要員	作業の内容
準備警戒体制(A)	初期の準備体制	(1) 気象台から雨及び洪水に関する注意報が発令され対策部長が必要と認めたとき (2) その他防災上必要なとき	1人 (調査対策班より1名による)	(1) 雨量データの監視 (2) 地すべり移動量の監視
準備警戒体制(B)	地すべりの発生又は移動状況の監視	(1) 亀の瀬の連続雨量70mmまたは時間雨量20mm以上で対策部長が必要と認めたとき (2) 地すべりの移動量が2mm/hrで2時間継続	5人 総務班 1人 調査対策班 2人 亀の瀬 現地対策班 2人	(1) 同上 (2) 同上 (3) 巡視 (適宜必要に応じて)
第1警戒体制	地すべり移動の拡大の監視及び緊急維持作業の準備	(1) 移動が3cmになったとき (2) 亀裂の発生がみられたとき	12人 対策副部長 1人 総務班 4人 調査対策班 4人 亀の瀬 現地対策班 3人	(1) 同上 (2) 同上 (3) 非常観測の実施 (適宜必要に応じて) (4) 巡視(3回/日程度) (5) 緊急維持作業の準備
第2警戒体制	地すべり移動の監視、緊急維持作業の実施及び被害発生状況の把握	(1) なお移動が継続拡大し、被害の発生が予想されるとき (2) 地すべりが大和川に影響を及ぼすと予想されるとき	17人 対策部長 1人 対策副部長 2人 総務班 5人 調査対策班 5人 亀の瀬 現地対策班 4人	(1) 同上 (2) 同上 (3) 非常観測の実施 (4) 巡視 (5) 被害状況の調査 (6) 緊急維持作業の実施
非常体制	災害復旧作業の実施	(1) さらに甚大な被害が発生したとき (2) 大和川の閉塞等甚大な影響が発生したとき	全員	同上